

松阪市告示第 327 号

松阪市未来につなぐ森林管理 J-クレジット販売要綱を次のように定める。

令和 6 年 12 月 16 日

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市未来につなぐ森林管理 J-クレジット販売要綱

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、松阪市が「松阪市未来につなぐ森林管理プロジェクト」で取得した J-クレジット（以下「松阪市 J-クレジット」という。）を、事業者等に販売することに関して必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第 2 条 松阪市 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

(販売予定価格、販売数量)

第 3 条 松阪市 J-クレジットの販売単価は、7,500 円／トン（t-CO₂）とする（消費税額及び地方消費税額を含む）。

2 最低販売数量は、10 トン（t-CO₂）とし、1 トン（t-CO₂）単位で販売するものとする。

(購入の申込み)

第 4 条 松阪市 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申込書（様式第 1 号）を持参、郵送、又は電子メールのいずれかの方法により、市長に提出するものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者等を対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者等
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者等
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等
- (5) 市税の滞納がある事業者等
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者等
- (7) 他者に転売することを目的とする事業者等
- (8) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる事業者等

3 市長は、第 1 項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、

松阪市J-クレジットの使用に必要な範囲において、資料の提出を求めることができる。

（購入者の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査のうえ、以下の各号により購入者を決定する。

（1） 期間を定めて募集を行い、期間内の申込み量が販売量を上回る場合は、小口申込みを優先しつつ、按分を行う。

（2） 期間を定めずに募集を行う場合は、先着順とする。

2 市長は、前項の規定により購入者を決定した場合は、購入希望者に書面等により通知する。

（売買代金の納付）

第6条 購入者は、松阪市J-クレジットの売買代金を、市長が別に定める期日までに、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

（松阪市J-クレジットの移転）

第7条 市長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱に基づく制度管理者が管理するJ-クレジット登録簿において、市の保有口座から購入者が指定する保有口座へ購入した松阪市J-クレジットの移転を行う。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、市長が松阪市J-クレジットの無効化を行う。

（証明書の発行）

第8条 市長は、購入者から希望があった場合は、松阪市J-クレジット購入の証として、購入者に対し購入証（様式第2号）を発行するものとする。

（協議）

第9条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第10条 この要綱に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、三重県松阪市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は令和 6 年 12 月 16 日から施行する